

地域再犯防止推進モデル事業成果報告書

1 事業実施団体名

埼玉県

2 事業名称

埼玉県地域再犯防止推進モデル事業

3 事業の目的

高齢・障害のある者等で更生緊急保護が適用となった起訴猶予者、執行猶予者等に対し、刑事司法関係機関と福祉が連携して、対象者の意向・状態に応じた地域社会で孤立しないための「息の長い」支援を実施していくことにより、対象者の社会復帰及び再犯防止に向けた生活環境整備を図ることを目的とする。

4 事業実施の背景

- (1) 埼玉県の刑務所出所者等に対しては、地域生活定着促進事業により、釈放後すぐに福祉サービスに繋がられるように支援している。
しかし、起訴猶予・執行猶予等になった高齢者・障害者に対する、福祉サービスの利用に向けた相談・調整等の仕組みが整っていないという課題があった。
- (2) 平成29年の矯正統計年報によると、矯正施設入所者に占める知的障害者と高齢者の罪名は万引きなどの窃盗や無銭飲食による詐欺が半数以上を占めている。このことから、お金がなく、身寄りもなく、生活困窮や社会的孤立が原因で犯罪に至ってしまうケースが多いと想定された。
- (3) モデル事業を実施するにあたり以下のとおり実態調査等を行った。
 - ・再犯防止モデル事業打ち合わせ及び関係機関から聞き取り（計16回）
 - ・書面による実態調査（さいたま保護観察所、さいたま地方検察庁、更生保護法人清心寮）
 - ・実態調査及び事業実施計画書の検討会議の開催
 - ・更生保護施設の実態調査
 - ・自立準備ホームの実態調査
 - ・自立準備ホーム登録依頼
 - ・川越少年刑務所見学参加
 - ・就労支援事業者の実態調査→実態調査の結果等を踏まえ、モデル事業として特に就労の困難な高齢者・障害者を対象とした「入口支援」を実施することにした。

5 取組実績

■ 取組内容① 支援対象者の受入れ

- (1) 平成31年1月に埼玉県自立生活支援センターを開設し、社会福祉法人親愛会に委託して地域再犯防止推進モデル事業を開始した。
- (2) 司法関係機関と連携して、自立準備ホームの登録を増やすなど、対象者が利用できる社会資源を増やした。
- (3) 入口支援では、調整期間が短く十分なアセスメントを実施することができない。そこで、刑事司法関係機関（検察庁・保護観察所）と連携して勾留中の対象者に事前面談を実施し、対象者の意向や状態の確認を行い、支援につながるように福祉サービス等についての十分な情報提供を行った。これによって釈放後、更生緊急保護を申し出た場合に速やかに対応できるようにした。

- (4) 更生緊急保護申出後、更生保護施設・自立準備ホーム（一時的な居場所）職員と協力してアセスメントを実施し、本人の意向や状態等を把握した上で、コーディネート支援を行った。

事業実施主体：埼玉県自立生活支援センター

R2.9.30 時点

活動指標	単位	区分	H30年度	R1年度	R2年度	特記事項
①支援対象者数	人	目標	5	20	10	当該年度内に支援対象となった人数 合計 38 名 ※内、支援開始者 31 名・支援辞退者 7 名
		実績	2	32	4	

■ 取組内容② コーディネート業務（福祉サービス等利用支援）

- (1) アセスメントで得た情報をもとに、適切な福祉サービス等の利用に向けた準備・調整を行った。
- (2) 特定の市に生活保護や福祉サービスの実施責任や財政的な負担が集中しないよう配慮した。
【コーディネート業務における具体的な支援内容】
自立準備ホーム・更生保護施設入所同行
生活保護に関する相談・申請
年金照会・請求
住所設定・戸籍復活
国民健康保険加入・マイナンバーカード申請等の行政手続き
療育手帳・障害区分認定・介護認定
アパート探し
福祉施設の調整（施設利用）
上記以外の福祉サービス利用
就労支援
その他（衣類調達等）

事業実施主体：埼玉県自立生活支援センター

R2.9.30 時点

活動指標	単位	区分	H30年度	R1年度	R2年度	特記事項
②コーディネート件数	件	目標	5	20	10	当該年度内にコーディネート支援をした件数 前年から引き続きコーディネートしている者も当該年度内にカウントする 支援開始者 31 名
		実績	2	27	13	

■ 取組内容③ フォローアップ業務（コーディネート事業を受けて連携した事業所との協働支援）

- (1) 福祉施設を運営する法人が自立準備ホームを開設し、福祉専門技術と経験を活かした支援を行った。法人の地域ネットワーク力を活用し、埼玉県自立生活支援センターと協働で入居先賃貸住宅、就業、福祉施設の利用等の調整を行った。
- (2) 対象者には法人からの支援を受けやすい地域に居住してもらい、埼玉県自立生活支援センターと協働で見守り等を行った。

- (3) アパート内の数室を自立準備ホームとして登録した自立準備ホームにおいて支援を行い、その後、自立準備が整った入所者が希望した場合には、同一アパート内の部屋を大家（アパート経営者）との間で賃貸契約できるようにすることで、環境の変化なく、安定した地域生活を継続することができている。

事業実施主体：自立準備ホームを経営・運営する法人、埼玉県自立生活支援センター

R2.9.30 時点

活動指標	単位	区分	H30年度	R1年度	R2年度	特記事項
③フォローアップ件数	件	目標	5	30	40	当該年度内にフォローアップ支援をした件数 前年から引き続けている支援対象者も当該年度内にカウントする 支援開始者 31名
		実績	0	13	18	

■ 取組内容④ 相談支援業務（本人や関係者からの相談への対応）

- (1) 相談ケースのうち3件は、電話による相談であり、状況を聞き助言した。
- (2) 国選弁護士からの相談ケースが1件あり、勾留中に弁護士立ち会いのもと2回面会を実施。釈放前に一時的な居場所や病院への相談等、コーディネート支援を行った。釈放後も弁護士と連携しながら支援を継続している。
- (3) フォローアップ支援が終了したケースが1件あり、本人からの電話相談に応じたものである。

事業実施主体：自立準備ホームを経営・運営する法人、埼玉県自立生活支援センター

R2.9.30 時点

活動指標	単位	区分	H30年度	R1年度	R2年度	特記事項
④相談ケース件数	件	目標	5	30	40	左記実績以外に以下の取組を実施した。 (1)さいたま少年鑑別所が地域援助として対象者や自立準備ホーム等の職員からの相談を受けたケース ・H31年度・R1年度 対象者からの相談：4件 職員からの相談：5件 ・R2年度 対象者からの相談：3件 職員からの相談：2件 (2)ライフヒストリーインタビュー調査としての面接相談 18件
		実績	1	13	4	

6 成果

(1) 成果目標達成状況

R2.9.30 時点

成果指標	単位	区分	H30 年度	R1 年度	R2 年	特記事項
①検察庁での事前 面談を行った者の うち、釈放後更生 緊急保護の申出を 行った者の数	件	目標	5	20	10	事前面談を実施した者、計5名 実施率5÷31 16.1% 事前面談実施者の更生緊急保護申出は100%
		実績	1	4	0	
②福祉サービスの 利用率（介護・障 害福祉サービス利 用、生活保護含 む）	%	目標	60	70	80	当該年度末累積福祉サービス利用者数÷当該年 度末累積支援対象者 R1年度 17÷27 R2年度 18÷31 (単位：人)
		実績	0	63.0	58.1	
③日中活動の 場や居場所を 確保できた者 の割合	%	目標	70	80	90	日中活動等を確保できた者の累積人数（当該年 度末）÷当該年度末累積支援対象者 R1年度 13÷27 R2年度 19÷31 (単位：人)
		実績	0	48.1	61.3	
④支援した者 の再犯率	%	目標	0	0	0	当該年度末再犯者数÷当該年度末累積支援対象 者 R1年度 0÷27 R2年度 1÷31 (単位：人)
		実績	0	0	3.2	

※ 成果指標設定理由

福祉的支援につなぎ、本人の居場所を確保し、地域から孤立させないこと、周囲が適切なフォローをすることが結果として再犯の防止につながると思料されるため、支援の継続性の観点から、各々の成果指標を設定した。

(2) 成果指標以外の成果

※令和2年9月30日時点

※支援開始者（31名）を母数とする

① 支援中の辞退者・支援継続率

- ・ 支援途中での支援辞退者 5名 ☆16% (5÷31)
- ・ 再犯者 1名 ☆3% (1÷31)
- ・ 支援継続中の者 25名 ☆81% (25÷31)

② 経済基盤

- ・ 初回面談時に経済基盤の確立（年金・生活保護・就労）に関する支援を希望した者 21名 ☆68% (21÷31)
- ・ 令和2年9月末時、経済基盤を確立した者 24名 ☆77% (24÷31)
 - うち、当事業の支援により経済基盤を確立した者 17名 ☆55% (17÷31)
 - うち、当事業の支援前から年金受給等、経済基盤を確立していた者 7名 ☆22% (7÷31)

- ・初回面談時に経済基盤の確立に関する支援を希望した者（21名）の内訳

支援により経済基盤を確立した者	15名	☆71% (15÷21)
年金照会中等のコーディネート支援継続中の者	2名	☆10% (2÷21)
支援途中でコーディネート支援を辞退した者	4名	☆19% (4÷21)

③ 医療支援

- ・初回面談時に医療機関の受診を希望した者 6名 ☆19% (6÷31)
- ・支援によって医療機関を受診した者（健康診断、持病に関する診断や治療）

	18名	☆58% (18÷31)
--	-----	--------------
- ・医療機関を受診した者（18名）の医療費 ※重複あり

無料低額診療制度を活用した者	11名	☆61% (11÷18)
生活保護、医療扶助の単給受給者	4名	☆22% (4÷18)
国民健康保険等を利用し、残りを自己負担した者	6名	☆33% (6÷18)
- ・医療受診を希望した者（6名）のうち、支援によって医療機関を受診した者

	6名	☆100% (6÷6)
--	----	-------------

④ 行政手続き支援

- ・初回面談時に住所設定・国民健康保険加入・各種手帳申請・マイナンバーカード申請等の手続き（以下・行政手続き等）を希望した者 4名 ☆13% (4÷31)
- ・支援によって行政手続き等を行った者 19名 ☆61% (19÷31)
- ・行政手続き等を希望した者（4名）のうち、支援によって手続きを行った者

	4名	☆100% (4÷4)
--	----	-------------

⑤ 帰宅先

※ここでいうホームレスとは：都市公園、河川、道路等を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者、及び、ネットカフェ、友人宅、一時宿泊所等、不安定な居住の状態にある者とする

- ・逮捕時、ホームレス状態だった者 26名 ☆84% (26÷31)
- ・逮捕時、ホームレス状態だった者（26名）の支援状況

帰宅先（アパート、福祉施設等）に移っている者	15名	☆58% (15÷26)
コーディネート支援継続中の者	6名	☆23% (6÷26)
支援途中でコーディネート支援を辞退した者	5名	☆19% (5÷26)

※支援開始者のうちの支援辞退者5名と同一

⑥ 支援開始率

- ・更生緊急保護申出者（38名）のうち、支援開始者 31名 ☆82% (31÷38)
- ・支援に至っていない者 7名 ☆18% (7÷38)

(3) 最終成果物

成果報告書を関係機関に配布予定。

7 効果検証実施結果

(1) 効果検証実施方法

① 統計（データ）分析

高齢者・障害者等で更生緊急保護が適用となった起訴猶予者、執行猶予者等に対する支援の活動目標及び成果目標の達成要因を検証するため、以下の項目について整理する。

・支援対象者の属性や必要としていた福祉サービスの種類の傾向

逮捕時の年齢と罪状

1人1カウント 対象人数 31名

	20代	30代	40代	50代	60-64	65-69	70歳以上	合計
窃盗	0	0	2	1	0	12	6	21
詐欺	1	0	0	0	1	0	0	2
占有離脱物横領	0	0	0	1	0	0	2	3
銃刀法違反	0	0	0	0	0	1	0	1
殺人	0	0	0	0	0	0	1	1
建造物侵入	0	0	0	0	0	1	1	2
暴行	0	1	0	0	0	0	0	1
合計	1	1	2	2	1	14	10	31

単位：人

※逮捕時の年齢は65歳以上、罪状は窃盗が多くなっている。これは、支援対象者が高齢者・障害者等で起訴猶予・執行猶予者等に限定されていたためと考えられる。

面談・面接時の主訴

複数回答 回答者 31名

R2.9.30 時点

	20代	30代	40代	50代	60-64	65-69	70歳以上	合計
生活保護申請	0	0	0	1	1	4	5	11
住む家	1	1	1	2	0	14	10	29
仕事	1	1	1	1	0	6	4	14
年金	0	0	0	0	0	1	1	2
手帳の申請	0	0	0	0	1	0	0	1
住居設定・戸籍復活等	0	0	0	0	0	0	3	3
福祉施設の利用	0	0	0	0	1	0	0	1
医療受診	0	0	2	0	1	1	2	6
上記以外の福祉サービス	0	0	0	0	0	0	0	0
その他（入歯、補聴器、眼鏡、衣類等）	0	0	0	0	0	0	2	2
合計	2	2	4	4	4	26	27	69

単位：件

※面談時の主訴としては「住む家」が最多で42%、次いで「仕事」20%、「生活保護申請」16%であった。

生活保護受給歴及び無料低額宿泊所入所歴

※初回受給時当初の年齢・初回入所時当初の年齢

重複あり、対象 31 名

	20代	30代	40代	50代	60-64	65-69	70歳以上	年齢不明	合計
生活保護	2	0	3	1	3	1	1	2	13
入所	1	0	1	1	2	1	1	1	8

単位：人

生活保護受給及び無料低額宿泊所入所の経験者

※支援開始時年齢

重複あり、対象 31 名

	20代	30代	40代	50代	60-64	65-69	70歳以上	合計
生活保護	1	0	2	1	1	5	3	13
入所	1	0	0	1	1	2	3	8
いずれも該当なし	0	1	0	1	0	9	7	18

単位：人

※支援開始者のうち、過去に生活保護を受給したことがある者は42%、無料低額宿泊所入所経験者は26%であった。一方、いずれも経験したことがない者は58%であった。

対象者への支援内容

※1人に対し行った支援の内容（複数） 対象人数 31 名

R2.9.30 時点

	20代	30代	40代	50代	60-64	65-69	70歳以上	合計
生活保護に関する相談・申請	0	1	2	2	1	4	3	13
自立準備ホーム・更生保護施設入所	1	1	2	2	1	14	10	31
就労支援	0	1	0	0	1	5	5	12
年金照会・請求等手続き	0	0	0	0	0	5	6	11
国民健康保険加入・マイナンバーカード申請・転出入等行政手続き	0	1	1	1	1	10	6	20
手帳の申請・介護認定	0	1	0	1	0	0	0	2
住民票復活・戸籍復活等	0	0	0	0	0	2	2	4
アパート探し	0	0	1	1	0	10	7	19
福祉施設の調整	0	1	0	2	1	0	1	5
医療支援	0	1	2	1	1	7	6	18
上記以外の福祉サービス（緊急小口貸付）	0	1	0	0	0	0	0	1
特別定額給付金申請	0	0	0	0	0	4	3	7
その他（衣服・荷物引取・銀行手続等）	1	0	0	1	0	6	7	15
合計	2	8	8	11	6	67	56	158

単位：件

※支援対象者への実際の支援内容は生活保護の申請から金融機関の手続きまで多岐にわたる。面談時の主訴同様、自立準備ホーム入所、アパート探し等「住む家」の支援が最多であった。

・コーディネーターが困難であった支援対象者の属性や状況

<支援辞退者一覧>

年齢等	罪状	状況等
80代 男性	窃盗	住居なし
60代 男性	公然わいせつ	前科あり
70代 男性	窃盗	住居なし 更生援助金受け取りあり
60代 男性	窃盗	住居なし 友人の支援あり
70代 男性	特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律違反	会社へ復帰
50代 男性 精神障害あり	窃盗	生活保護受給歴あり 本人希望により転居
60代 男性	傷害・公務執行妨害	自身で行政に相談

<支援中の辞退者一覧>

年齢等	支援期間	状況等
70代 男性	1日間	自立準備ホームを入所初日に立ち去る。
70代 男性	約7か月	内覧済アパート転居当日に不満を言い立ち去る。
70代 男性	1日間	自立準備ホームを入所初日に立ち去る。
20代 男性 知的障害あり	約2か月	自立準備ホームを出て行き、警察で保護され、自立準備ホームに戻るが、数日後に出て行く。
60代 女性	約1か月	精神障害の疑いがあったため、受診を勧めるも拒否。職員等から攻撃されていると主張し、自立準備ホームを出て行く。

② インタビュー調査

同意の得られた支援対象者に対してライフヒストリーインタビュー（生い立ちや今の暮らしについての傾聴）を実施し、支援対象者の傾向や支援に対する受け止め、ニーズ等を分析する。

【インタビュー調査概要】

調査対象者数：24名

調査実施状況：実施済み18名

未実施6名（精神科入院中2名、遠方への転居1名、長期不在3名）

調査担当者：さいたま少年鑑別所法務技官、埼玉県自立生活支援センター職員等

実施期間：令和2年8月3日（月）～8月26日（水）

場 所：対象者の生活拠点（アパート、自立準備ホーム等）

所要時間：1人あたり1時間程度

方 法：対象者の話を中断したり考えを否定したり語りにくいことを詰問したりせず、本人の生い立ちや生活状況、当該モデル事業による支援への意見等を傾聴した。

③ ケース事例の考察

対象者への具体的な支援内容等を整理し、各目標の達成成否の要因について考察する。

(2) 効果検証実施結果

① 活動目標及び成果目標の達成状況及びその要因

活動目標及び成果目標のうち、未達成の各目標の達成成否の要因について、以下の通り検証した。

○支援対象者数

達成状況：達成

年度別では令和元年度のみ達成だが、トータルの受け入れ数は達成した。

【平成30年度】

概要：開始時期の遅れにより、目標達成が困難になった。

目標：5名 1月～3月の受け入れを予定した目標値

実績：2名

経過：事業開始が遅れ、3月からの受け入れ開始となる

2月5日法務省が事業実施計画承認

2月6日法務省のヒアリング

2月14日再犯防止推進事業関係者会議で、自立準備ホーム開設の進捗状況等から

2月18日（月）事業開始とした。3月に自立準備ホーム1施設開設

【令和元年度】

概要：目標以上の受け入れを達成した。

目標：20名 通年で受け入れを予定した目標値

実績：32名 通年の受け入れ実績

経過：自立準備ホームは増設され、自立準備ホーム4施設と更生保護施設清心寮の利用が可能となった。

【令和2年度】

概要：終了時期を踏まえて受け入れ人数を調整したため、目標達成が困難になった。

目標：10名 4月～9月の受け入れを予定した目標値

実績：4名 4月～6月の受け入れ実績

経過：9月までに全対象者のコーディネートを終了させるため、4月のみの受け入れとした。5月、6月のケースについては、さいたま保護観察所から、できれば支援してほしい旨の相談があり、協議のうえ受け入れた件数

※目標：受け入れ期間21か月で支援対象者35名 月平均は約1.6名

実績：受け入れ期間16か月で支援対象者38名 月平均は約2.4名

○コーディネート件数

達成状況：達成

初年度以外は目標を達成した。

コーディネート件数の推移は、各ケースの調整期間による。

○フォローアップ件数

達成状況：未達成

実際のコーディネート件数に対し、フォローアップの目標設定が高かった可能性がある。

【起算日】

更生保護施設、自立準備ホームを退所し、帰住先に転居した日からフォローアップとする。

【終了日】※以下の場合をフォローアップ終了とする

- ・地域の支援につながり、支援対象者本人のニーズに必要な支援が提供されていることが確認できた時
- ・支援対象者本人から支援を終了したい旨の意思表示がされた時
- ・支援者本人の再犯
- ・支援者本人が行方不明になり、戻ることがないと判断した時

【課題】

- ・フォローアップは長期間になることがある。

認知症1名（介護保険施設に入所）、障害者6名（グループホームに2名入所、精神科に2名入院、行方不明1名、薬物の自立支援施設に1名入所）の7名を除く支援対象者は、見守り支援・金銭支援・各種手続き支援・通院同行・買い物同行等により自立生活が可能となる者である、何よりも孤立させない支援が必要となる。

・地域包括支援、民生委員等の地域支援につなぎ、フォーマル、インフォーマルな資源の利用をするなど、フォローアップの中でも調整している。フォローアップを終了できるか否かは、帰住先地域における福祉資源等の質と量による。

○相談件数

達成状況：未達成

目標件数は、埼玉県自立生活支援センターが対応可能な件数であったが、関係機関に周知しなかったため結果が伸び悩んだ。広く周知をすれば相談ニーズはあった可能性がある。

○事前面談

達成状況：未達成

当初はモデル事業として実施する全件について、事前面談をすることを前提に目標をたてた。実支援対象者数38名中、事前面談は5名。なお、令和2年度については4月から8月までの5か月分の新規受理を想定していたが、9月末までに支援を終結させるため、5月半ばまでに新規受理を限定したため、受理数そのものが少なかった。

【課題等】

- ・埼玉県内各留置場および拘置所から、支援対象候補者の面談場所である、さいたま地方検察庁への護送、面談中の警護に要する警察官の確保の難しさが考えられる。
- ・事前面談は、被疑者として勾留中の者に対して実施するため、時間的制約等があり、事前面談の日程調整や、実施する場合の十分な面接時間の確保が非常に困難。
- ・検察庁から従来より詳細な事前情報を得ることにより、本人の状況、支援の必要性、支援内容等について、一定程度把握・検討できる。
- ・検察庁から事前情報を得た者のうち支援が必要と考えられる者の多くが、事前面談の有無にかかわらず更生緊急保護申出をしていることから見ても、モデル事業の対象とすることで、本人の支援ニーズが引き出されていると考えられる。

○福祉サービスの利用率

達成状況：未達成

未達成ではあるが、利用率は年々上昇している。事業を継続することで将来的に目標数字に近い利用率が見込まれる。

【生活保護の受給について】

- ・更生保護施設、自立準備ホームの入居費・食費・光熱費は更生緊急保護で支給される。医療については、無料低額診療をできる限り利用した。
- ・年金照会の結果、年金を受給できる者もいるため、更生保護施設、自立準備ホーム入所中に生活保護を受給するケースは少ない。更生保護施設、自立準備ホーム退所後に生活保護を受給する者が多い。

・自立準備ホーム入所中に生活保護を受給した者（生活保護医療扶助単給）は4名。

【課題】

地域福祉支援につながるか否かは、帰住先地域における福祉資源等の質量による。インフォーマルな社会資源等も使い、孤立させない支援が重要である。

○日中活動・居場所

達成状況：未達成

フォローアップ中も日中活動・居場所の調整を引き続き行っているため、事業を継続的に実施すれば福祉サービス利用率同様に増加が見込まれる。

【課題】

日中活動・居場所の確保は、帰住先地域における社会資源の質量による。

○再犯率

達成状況：令和2年度以外達成

埼玉県自立生活支援センターで把握できた再犯者は1名のみ。再犯防止に一定の効果があつたと考えられる。行方不明者を含む支援終了者の再犯調査は、法務省大臣官房で実施。

② 支援対象者の傾向や支援に対する受け止め、ニーズ等

ライフヒストリーインタビューに応じた支援対象者の言葉から生い立ちや生活環境を簡潔に記し、支援対象者のニーズ等を概括した。

【ケース①】（73歳男性、窃盗罪）

- ・6人兄弟の一番下、兄弟とは20年以上連絡を取っていない。
- ・幼少期は経済的な要因で両親の仲が悪かった。
- ・子供のころの思い出はない。
- ・小中学校は大嫌いだった。教師という職業に対して悪い印象を持っている。
- ・家賃滞納でホームレス。収入が途絶え、万引きをした。

○支援内容

自立準備ホーム入所同行

就労支援

年金照会と請求

国民健康保険加入・マイナンバーカード申請・住所異動等行政手続き

健康診断・内科受診の医療機関調整

生活保護申請

その他（衣服調達）

○本人の感想

支援制度について、事前に説明した方がいいと思う。ただ車に乗って行先も分からず自立準備ホームに来ることになった。

現在は、自立準備ホームで住居と食事がある状況に概ね満足している。

【ケース②】（67歳男性、窃盗罪）

- ・4人兄弟の長男。
- ・幼少期に実親の家庭内暴力により、両親が離婚。
- ・母はその後再婚するが、死別。経済的には厳しかった。
- ・小中学校時代は、友人も少なく学校もあまり通っていなかった。
- ・生活保護を受給していたが、入院後、元のアパートに戻れず無料低額宿泊所に入所。
- ・無料低額所を飛び出し、ホームレスとなった。
- ・無料低額宿泊所では手持ちのお金が少なく、万引きをするようになった。

○支援内容

自立準備ホーム入所同行
住民票・戸籍謄本・マイナンバーカード・国民健康保険加入等行政手続き
年金照会・請求
介護サービス要介護認定申請

○本人の感想

支援員に役所での手続きを手伝ってもらい、年金も調べてもらった（その後、請求し遡及分も含めて支給されている）。また、自立準備ホームではアパートの紹介もしてくれ、生活が安定した。現在の生活に満足している。

【概括】

・支援対象者の成育歴は千差万別であり、いくつかの表現で括ることは危険であるかもしれないが、一つの傾向として、マルトリートメント「不適切な養育」や成長期等における社会的孤立を経験している者が多いという印象がある。また、成人してからも友人・知人に乏しく、犯罪行為に至る直前は特に、頼る者が誰もおらず、ホームレスなど社会から孤立している状況にあったと推測できる者が多かった。

・「再犯防止推進モデル事業」につながった後は、安定した住まいと息の長い支援を行う「伴走者」により、自分の居場所を確保することで、生活が安定してくるケースが多い。

③ 外部有識者からの意見聴取

埼玉県再犯防止推進モデル事業効果検証会議等において、事業実施結果を踏まえた外部有識者からの意見聴取を実施した。その概要は以下のとおり。

【犯罪者の特徴】

・ソーシャルキャピタル（社会関係資本：社会的にはぐくまれた総合的な人とのつながり）の脆弱性

→人とのつながりが弱い、家族関係の不和、信頼できる友人がいない、相談できる人・機関がないため孤立化する。

・ケイパビリティ（アマルティア・セン：潜在能力：何かあったときに発揮できる溜）の脆弱性

→経済力（低賃金、低貯金、低年金）、受けた教育の質・量、友人の豊富さ、情報、スポーツなどに親しんだ質・量がないため対応できない。

・見えにくい障害が誰にも気付かれないまま障害が見過ごされる。

→家族、学校、社会からも見えないまま学校や社会に出ていき、競争社会、生産性を尊ぶ社会から行き場をなくす。

【再犯防止のために】

・再犯防止を目的とする事業で良いのか

→再犯しないでよい社会の構築が重要。

・加害者は、被害者でもある視点を持つ。

→罪を犯さざるを得ない状況を放置した社会にも問題がある。

→刑務所は受刑者の更生および健全な社会復帰を支援する矯正施設である。

→更生のためのプログラムの開発（教育支援、資格取得支援の豊富化）が必要。

・起訴猶予者・刑余者全員にアプローチする。

→現在の受刑者、執行猶予者、刑余者全員が、まずは更生保護の対象者だとデフォルトする。対象者にしない場合に、適用外申請が必要、と運用を逆転させる。

→支援充実のために地域生活定着支援センターや更生保護施設の設置拡大

【刑事司法機関と福祉機関】

・捜査段階において、捜査機関（警察、検察）と福祉専門職（社会福祉士）が合同で捜査・調査に従事することは避けるべき。社会福祉士は、対象者の生活支援・自立支援のために相談を行うプロパーであることから、捜査機関に組み入れられることは、翻って本来の職務を全うすることはできなくなる。また、捜査の専門職でない社会福祉士は、捜査機関では警察や検察の補佐役となり、被疑者の人権を最大限守るはずの立場とは相入れない。

・「刑事司法機関と福祉機関・福祉専門職との連携」は、対等な関係性の下で構築されなければならない。その関係性が主従関係となれば、対象者の人権、また自己決定等は後景に追いやられることとなる。

【モデル事業効果検証】

・更生緊急保護が適用された対象者に対し、制度横断的で重層的な支援、特に社会福祉領域とつながり、安定した居所の提供になることは意義深い。

・なお、対象者に寄り添い「息の長い」支援をすることが肝要であるが、本モデル事業ではこの点が具体的には示されなかった。今後の課題としてリ・スタートプログラムの構築を検討すべき。

例) リ・スタートプログラム（10回のゼミ形式、週2回を5週間）

1) 社会との関係を再び構築する

- ・犯罪者の多くは、孤立しており、好き勝手に生きても良いと自暴自棄。
- ・犯罪をそそのかすような人や集団と交流したりして、犯罪に走ってしまう傾向がある。

2) 地域生活定着支援センター職員が中心となりプログラム開発を

① 今までの結びつきの再検討

- ・孤独・孤立で良いのか、いつでも相談できる人・友人構築の支援。
- ・自己肯定感を醸成。命の尊厳、他人への思いやり。
- ・犯罪集団等との関わりを断つことの重要性の学習。
- ・社会的に健康で平穏に暮らしている方との関係性構築の支援。

② 本プログラムの粗い内容

- ・他人との関わり的重要性。自分を認める人がいることの確認。
- ・社会の中で誰と関わりを持つのかの重要性を知る。
- ・自己肯定感を高める。
- ・この社会に生きている様々な人生を傾聴する。

【まとめ】

・更生緊急保護の対象者には、重層的な福祉的セーフティネットが必要である。セーフティネットは、社会福祉制度、社会福祉サービス、心理的支援サービス、自助グループ支援が何層にも張り巡らされていることが大事。一層目のネットから落ちても、2層目のネットが救い、またそこから落ちても3層目が救う、となっていくことが肝要。

・ネットの網目が細かければ、一層目のネットから落ちる事はない。しかし、目を細かくするには膨大な予算が必要。また、対象者のニーズに合っていないければ、そもそもネットに引っかからない。したがって、網目を細かくすることに腐心するよりも、ニーズに合わせ様々なネットを何層にも用意することが必要。

・重層的に張り巡らされた福祉的セーフティネットにより救われ、結果的に再犯しないで済む社会の構築を目指す。

④ 有益であった取組及び課題

【有益であった取組】

- ・新たに埼玉県自立生活支援センターを設置し、関係機関や活用する制度等を縦貫した支援ができたことは、対象者の再犯防止にとって有益であった。
- ・対象者は、更生保護施設や自立準備ホームという安心・安全な環境でコーディネート支援を受けることによって、地域生活に移行することができ、生活者として地域で更生していくことが見込まれる。

【課題】

- ・支援対象者は、障害を有する方と65歳以上の高齢者であるが、障害が疑われる方の支援について、障害認定に時間がかかる等の課題が残った。障害が疑われる方を支援するための仕組み等を検討・構築していく必要がある。
- ・司法機関における事前面談の実施数が少なかったため、対象者の制度理解に時間を要した。
- ・対象者に寄り添い「息の長い」支援をすることが肝要であるが、本モデル事業では具体的な支援プログラムを確立するには至らなかった。今後事業の本格実施にあたっては、対象者が社会との関係を再び構築するようなプログラムを検討する必要がある。

⑤ 事業効果の評価

埼玉県において、モデル事業の対象者は、高齢者・障害者（疑い含む）で起訴猶予や執行猶予者等のうち更生緊急保護を申し出て、保護観察所が認めた者である。対象者の意向・状態に応じた地域社会で孤立しないための「息の長い」支援を実施している。現状、対象者は、安全で安心できる生活の場を確保し、地域社会で孤立することなく生活しており、結果的に再犯防止に至っている。今後この事業を他自治体でも実施する価値は高いと考えている。

8 他の地方公共団体が事業を実施する上での参考事項

- ・起訴猶予・執行猶予等となった高齢・障害がある者は、再犯のリスクが高く、支援ニーズも高い者が多いが、そういった者に対して、コーディネーターを中心として、刑事司法機関・民間事業者が重層的に関わり、社会復帰に向けた支援を実施する体制を構築したことは、他の自治体のモデルケースともなりうる非常に有益な取組だったと思われる。
- ・高齢者及び障害のある出所者に対する支援については、現在、出口支援として事業が実施されているものの、同事業の対象となっていない者の中にも支援の必要な者はいるものと考えられる。今後は同事業を拡充するとともに、本モデル事業を生かして入口支援を事業化し、両制度を十分に活用していくことにより、再犯防止につながるものと期待できる。
- ・地方再犯防止推進計画の策定及び実施には、法務省関係機関（地方検察庁、保護観察所、矯正官署）との連携が重要になる。法務省関係機関は、おおむね都道府県単位で設置されていることから、本モデル事業のように、あらかじめ埼玉県と法務省関係機関との間で再犯防止の軸となる施策を展開し、他の地方公共団体（市町村）が計画を策定する際には、この軸となる施策に沿って、市町村ごとの社会資源等を生かした支援策を付加する形で県内に浸透させていくのが合理的かつ効率的であると考えられる。
- ・県担当課では再犯防止推進モデル事業を開始するにあたり、関係機関の戸別訪問、刑事司法関係者からの聞き取りを通じて実態調査を行い、実施計画書を作成した。また、モデル事業のために、生活保護の実施責任に関して生活保護の県マニュアルに追加した。（県下福祉事務所に説明）